

(写)  
5西選第338号  
令和5年10月30日

西東京市監査委員 岡村保彦 殿

西東京市監査委員 橋本 勇 殿

西東京市監査委員 藤田美智子 殿

西東京市選挙管理委員会委員長 鈴木 久幸  
(公印省略)

令和5年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について (通知)

令和5年8月3日付5西監第69号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

指摘事項 1	<p>現金の管理について、西東京市会計事務規則では、資金前渡職員は、現金出納簿を備えて現金の出納を整理することを定めているが、候補者個人演説会公営施設使用公費負担金に関する事務において、資金前渡した現金に係る現金出納簿を備えていなかった。</p> <p>規則にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>今回指摘を受けた現金の管理について事務局内で情報共有し、西東京市会計事務規則の確認を行った後、現金出納簿のひな型を作成、周知した。</p> <p>また、資金前渡した現金で支払いを行っていた業務は請求書払いや、振込払いに変更できるよう関係部署との調整を図る。</p>

指摘事項 2	<p>記録媒体の取扱いについて、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順では、記録媒体を使用する際は、使用日時及び使用者名などを記録することを定めているが、記録媒体を使用して端末に選挙人のデータを取り込む際、口頭での確認及び許可はあったものの、使用記録簿に記載していなかった。</p> <p>また、同手順では、情報資産を庁外へ持ち出す場合は書類で情報化推進責任者に申請し、許可を得ることを定めているが、各投票所へ端末を配送する際に、口頭での確認及び許可はあったものの、情報化推進責任者に書類で申請しておらず、書類で許可を得ていなかった。</p> <p>手順にのっとり適正な管理を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>今回指摘を受けた記録媒体の取扱い等の手順について事務局内で情報共有し、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順の確認を行った後、記録媒体使用記録簿及び情報資産を持ち出す場合における申請書のひな型を作成、周知した。</p>